

令和2年度財政援助団体等に係る監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和2年度財政援助団体等に係る監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和2年7月27日

上三川町監査委員 舘野 治 信

上三川町監査委員 津野田重一

令和2年度 財政援助団体等監査結果 【実地監査日：令和2年7月9日、7月10日】

総評（全体）

監査した補助金、指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行されていると認められた。
 ※指摘事項等にはあたらないが、実地で事業内容を確認した中で、事務の執行等に関し留意すべき事項又は改善の余地があると思われる事項がありましたので、今後の事務執行においてご対応されたい。

番号	団体名称	総 評	指導事項	検討事項	意 見	所管課
①	【補助団体】 上三川町商工会	監査した補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	○新型コロナウイルス感染症に関する国の持続化給付金の申請等について、個人事業主など申請手続きが困難な事業所に対しサポート願いたい。	商工課
②	【図書館指定管理者】 (株) 図書館流通センター	監査した指定管理費に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	○収支決算報告書の人件費等に含まれていた本社の経費分については、上三川町の職員分と分けて計上されたい。 ○町民の憩いの場として、施設を有効的に活用できないか、町と協議を進めていただきたい。（町民の交流の場、子育て支援としての活用について） ○町の他の施設（旧生沼邸など）との連携を進めていただきたい。	生涯学習課
③	【農村環境改善センター指定管理者】 【農産物加工所指定管理者】 【補助団体、出資団体】 公益社団法人 上三川町農業公社	監査した指定管理費に係る事業運営、及び、補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	○農産物加工所の設備・備品について、定期的に棚卸を実施し、管理台帳により適切に管理されたい。又、管理台帳については、現地（農産物加工所）に設置し、管理されたい。	農政課
④	【補助団体】 社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会	監査した補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。新型コロナウイルス感染症対策状況化にあっても、事業を推進していただきたい。	特になし	特になし	○社会情勢から、今後、ますます事業負担の増が見込まれる一方で、対応するスタッフの数は変わらず、一人ひとりの業務負担が大きくなっている。業務量をいくつかの指標ごとに整理し、見える化を図り、業務量の把握に努められたい。 ○福祉事業に対する町民の意識改革は困難であるが、少しずつでも考え広がっていくよう、福祉活動の重要性を示し、地域の有志発掘や福祉の啓蒙を推進されたい。	健康福祉課

⑤	<p>【いきいきプラザ指定管理者】 日本水泳振興会・環境整備・ALSOK双栄・岩原産業グループ</p>	<p>監査した指定管理費に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。新型コロナウイルス感染症対策状況化にあっては、従来とは違った運営が求められるが、まずは、安全に配慮し運営していただきたい。</p>	特になし	特になし	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に出てくる。年間事業の見直しを検討されたい。 ○収支決算報告書の公課費が計画よりも大きい傾向が続いている。毎年であれば、全体の計画の中で見直しを検討されたい。</p>	健康福祉課
---	---	---	------	------	---	-------

※ 監査の結果、今回は指導事項及び検討事項に該当するものがなかったため、書面による報告案件はありません。

<p>★ 結果区分</p> <p>「指摘事項」…明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているもの出納その他の事務等が適切でないもの【今回なし】</p> <p>「指導事項」…指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの</p> <p>「検討事項」…監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を即すもの</p> <p>※「意見」…指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し留意すべき事項、又は改善の余地があると思われる事項</p>
